

事務連絡

令和2年4月20日

各障害福祉サービス事業所 管理者 様

いなべ市長 日 沖 靖
(公印省略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス等
(通所支援) の取扱いについて

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、近隣市町においても新型コロナウイルスの感染者が確認され、各障害福祉サービス事業所の皆様には、なお一層の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、感染症対策マニュアル等に基づき組んで頂いているところかと存じます。

令和2年4月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」において、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、以下の場合、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能となっています。

- (ア) 都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合
- (イ) サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合

以上のことから、近隣市町において新型コロナウイルス感染者が確認された状況を踏まえ、上記(イ)の状況下にあると判断し、障害福祉サービス事業等(通所支援)において、在宅でのサービス提供(支援)を行う際に、別に定める確認書類及び実施報告書を提出することで報酬算定の対象とする取扱いとします。

つきましては、当該事業所におかれましては、サービス提供を希望する利用者から在宅支援開始前に別添の確認書類(様式1)の署名を求め、翌月の10日までに提出をお願いします。また、在宅支援を行った月毎に実施報告書(様式2)の提出をお願いします。

なお、本取扱いは、当面の間の適用することとし、今後の国の情勢等を踏まえ、変更等があった場合には、随時通知にてお知らせ致します。

お問い合わせ
いなべ市福祉部社会福祉課
TEL 0594-86-7816
FAX 0594-86-7865